太陽光発電設備への助成に係る確認書

１　家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に記載のある以下の事項を遵守します。

・　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。

・　本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の30％以上を自家消費すること。

・　本設備によって得られる環境価値のうち、自家消費を行った電力量に紐付く環境価値は補助対象者に帰属させること。

・　要綱別表６に定める財産処分制限期間（１７年）を経過するまでの間、温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。

・　電気事業法第２条第１項第５号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないこと。

２　１の遵守事項について、県から確認を求められた場合は、必要な書類の提出や現地調査に応じます。

３　１の遵守事項が守られない場合又は２の書類の提出や現地調査に応じない場合は、要綱に基づき支給を受けた補助金の返納に応じます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

※　実績報告時点において電力事業者と売電契約を締結している場合は、ＦＩＴを活用していないことが分かる書類を提出すること。